

静岡県における浄化槽台帳の利活用や関係団体の協力による法定検査受検率向上への取組

(一財) 静岡県生活科学検査センター

○水口堅太、堀江 優、塩澤富実夫、明石響子、
内山智博、岡野幸次、吉野豪一

【要旨】

浄化槽の適正な維持管理を行うため、浄化槽法により、浄化槽管理者（以下「管理者」という。）には、「保守点検」「清掃」「法定検査」の実施が定められている。

本県では、浄化槽設置基数が約 50 万基と多く設置されているが、法定検査の受検率は永年低迷していた。これを改善すべく、静岡県くらし・環境部主導による『浄化槽法定検査周知強化事業』が 2013 年度に始まり、翌年度から当センターがこの事業を引継ぎ、県及び浄化槽関係団体との協働作業により実施している。これにより、事業開始前の 2012 年度には 6.6%であった県内の受検率が、2019 年度には 21.1%と 7 年で 3 倍以上に向上するなど、成果を上げている。

今回、これらの取組のうち、2019 年度から新たに加えた 2 つの事業を中心に報告する。

【事業の概要】

1 地区 DM 事業

県から提供された台帳を基に、地区ごとに DM（ダイレクトメール）での法定検査の周知を行う事業である。2019 年 8 月から、再整理が終了した湖西市を対象に事業を開始した。以後 7 市町で事業が完了しており、現在は、下田市、御殿場市、島田市、掛川市の 4 市で事業を行っている。

表－1 は、地区 DM 実施市町別の状況である。該当する地区の管理者全てに DM を発送することにより、「周りの人で単独浄化槽の検査を受けている人はいないのに、なぜ？」といった不公平感を払拭するとともに、浄化槽法の周知、徹底を図ることを目的としている。

表－1 地区 DM 実施市町別の状況（2020 年 10 月 31 日時点）

健康福祉センター	市町	作業状況	発送数	申込数	申込率
東部	賀茂 下田市	DM発送中	2,095	197	9.4%
	長泉町	完了	2,787	289	10.4%
	富士宮市	完了	16,860	2,007	11.9%
	小山町	完了	3,092	549	17.8%
中部	御殿場市	DM発送中	-	-	※11月2日発送開始
	牧之原市	完了	9,848	1,635	16.6%
西部	島田市	DM発送中	6,809	915	13.4%
	湖西市	完了	8,399	1,476	17.6%
	御前崎市	完了	2,266	413	18.2%
	菊川市	完了	7,261	1,513	20.8%
	掛川市	DM発送中	6,103	985	16.1%
合計			65,520	9,979	15.2%

【考察】

県が浄化槽台帳を再整理したことにより、単独処理浄化槽の管理者を含め、法定検査受検の呼びかけが可能になった。これにより、推進事業のベースが広がり、検査件数の増加に繋がった。

表－2は、2019年度に地区DM事業が完了した3市町の法定検査受検状況である。市町により多少の差はあるが、平均で約7.0%と、大幅な検査受検率向上に繋がった。表－1では現在DM発送中である市町が混在しているが、平均で発送対象のうち約15%から検査申込みがあった。

地区DMの効果として、過去には検査を実施したものの依頼が途絶えてしまっている施設や、建売物件で管理者不明となっていた施設からも検査の申込みが得られたほか、法定検査の受検推進事業で長年にわたり合併処理浄化槽の管理者から受けている苦情の一つである「単独処理浄化槽の管理者が未受検であるのは公平でなく納得できない。検査についての説明を行っているのか？」に対する回答にも繋がっている。また、下水道への接続や浄化槽入替えに伴う廃止の確認作業も行えることとなるため、大変効果的な事業となっている。

表－2 2019年度地区DM発送済市町の受検状況（2020年10月31日時点）

市町	2018年度 検査件数	2018年度 受検率	2019年度 検査件数	2019年度 受検率	増加件数	増加率(%)
長泉町	643	14.8%	971	22.6%	328	7.8%
御前崎市	1,294	23.3%	1,592	27.9%	298	4.6%
湖西市	2,939	21.4%	4,194	30.4%	1,255	9.0%

2 保守点検業者・清掃業者による検査申込み資料配布事業

保守点検業者・清掃業者の協力を得て、保守点検・清掃実施時に法定検査が未実施である施設に対する申込・説明資料（当センターが用意）の配布と、検査について説明をする取組を行った（管理者不在時は資料を投函）。日頃点検等を行っている清掃・保守点検業者から法定検査の説明を受けることで、管理者の理解の向上を図り、検査依頼に繋げることを目的に事業を開始した。

表－3 各市町別の業者配布事業の状況（2020年10月31日時点）

管轄	市町	実施 業者数	配布開始日	申込数
東部健康福祉 センター	小山町	4社	2020/4/1	134
	裾野市	2社	2019/1/4	218
	長泉町	1社	2019/5/1	31
富士市	富士市	3社	2020/4/1	430
静岡市	静岡市	16社	2020/8/1	88
中部健康福祉 センター	牧之原市	2社	2019/10/21	681
西部健康福祉 センター	袋井市	1社	2020/5/1	151
	掛川市	2社	2019/5/1 2019/10/1	87
	湖西市	1社	2019/7/1	51
合計		32社		1,871

表－３は、各市町別の業者配布事業の状況である。現在まで 32 社の協力を得て事業を行い、新規に 1,871 件の申込みがあった。その他に、地区 DM を実施した市町で、アパート名は判明しているものの管理者が不明のため DM の発送ができなかった施設について、管理者への働き掛けが行えたことにより検査依頼に繋がった例も多数あった。このように、地区 DM 実施市町で業者配布事業を併行して実施することにより、相乗効果による申込数の増加が期待できる。

【考察】

保守点検・清掃業者による法定検査の必要性についての説明は、『静岡県浄化槽取扱指導要綱』に記載されており必要なものであるが、業者による説明においては、管理者との無用の軋轢により本来の仕事である業務が契約解除となってしまう事態を恐れ、あまり踏み込んだ説明までは至れない実情もある。同要綱には、行政、業者、指定検査機関のそれぞれの責務が規定されており、相互に連携を取りながら、それぞれが役割を果たしていく姿勢が求められる。

【まとめ】

その他の受検推進活動として、検査の依頼が途絶えている施設に対する DM 発送と電話による受検推進、7 条検査（新設時）未受検者に対する DM 発送や戸別訪問により受検指導、建売住宅に対する登記簿調査などを行って受検率の向上に努めているが、引き続きこうした取組を総合的に展開する必要がある。

当検査センターや行政機関及び浄化槽関係団体に対する苦情や意見のうち、「今まで連絡がないのに、なぜ今やれということになるのか？」が多数を占め、これまでの対応に対する非難が多い。苦情をいただいた際には、公衆衛生上必要な検査であることを理解していただけるよう丁寧な説明に努めているが、対応には時間も要し、相当な負担となっていることも否めない。

また、市町の協力体制について、協力的な市町では広報や防災無線などを通じた呼び掛けなど、積極的な受検推進により申込数の増加に繋がっている市町もある一方、当センターへの問合せで管理者が市町からの説明を求めていることを伝えても応じない市町もあるなど、対応への姿勢に差がある実態もあり、市町との協力体制を一層強化する必要もあると考えている。

法定検査の受検率向上は、指定検査機関が管理者に周知するだけではなく、関係団体が一体となり管理者の理解を得る努力が必要である。居住地区で検査実施施設を 1 件でも増やすことにより抵抗感の軽減を図りながら、拒否者に対する説明・指導も行う必要がある。拒否者により「強硬に拒否すれば検査を断ることができる」といった誤情報が拡散された場合、集団拒否に繋がる可能性もあり、こうした拒否者に対しては、早期の段階から行政による積極的な指導・関与が必要と考える。

永年、法定検査の受検率が低迷していたこと背景には、台帳情報の信憑性が経年等により著しく低下し、郵便物や電話での働きかけも功を奏せず、同時に多大なロスが発生していたことが大きな要因として挙げられると考える。台帳情報の正確性は、受検推進のための大前提であり生命線と呼べるものであり、本年 4 月の改正浄化槽法の施行でも求められているものである。

今回の再整理によって得られた情報を、如何にして鮮度の高い情報としてアップデートして行くかが、今後に課せられた課題と考えるが、その際、アップデートには、相当の知識とノウハウが求められることを念頭に対応を図っていかねばならないと認識している。